

第1章 序章

1 はじめに

近年母性及び乳幼児をとりまく社会環境は、少子化・核家族化・女性の職場進出・社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下、さらには、教育観や価値観の多様化等により著しく変化しています。そのため育児不安は増大し、母親の心の健康が脅かされ、それと共に子どもたちの心の健康や児童虐待も大きな課題となってきました。

わが国では、健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため 2000 年度から「健康日本21」を、2013 年度から「健康日本21(第2次)」の国民健康づくり運動を行っています。そして 2001 年度から親子の健康を目的とした「健やか親子21」が開始され、2015 年度から「健やか親子21(第2次)」が策定されております。また次の社会を担う子どもたちが健やかに生まれて育っていけるよう環境整備に努めるため、2005 年に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、地方公共団体や一般事業所に至るまで「次世代育成支援地域行動計画」の策定を義務付けました。

一方2015年9月の国連サミットで採択された SDGs(持続可能な開発目標)では、「3. すべての人に健康と福祉を」を目標に掲げ、あらゆるすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進するとしています。今後、改正児童福祉法により令和6年4月にはこども家庭センターの設置も義務付けられており、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な取り組みがより一層求められています。

中央市においても、平成20年3月に第1次中央市長期総合計画および次世代育成地域支援行動計画「親が子どもがいきいきプラン」が策定され、取り組みをはじめました。平成25年3月には「第2次中央市健康増進計画 ～みんなが輝くまち、健康あつぷ 中央～」を策定し、母子保健に関する計画として「中央市母子保健計画 ～親も子どもも輝くまち、健やか支援 中央～」を策定し推進してきました。今回前期計画を振り返り評価する中、令和5年度からの母子保健計画を策定し推進していきます。

2 計画策定の方針

(1)計画の趣旨

時代を担う健全な児童の育成と母子保健の更なる充実を図ることが必要であり、母子保健対策は、結婚前、妊娠、分娩・周産期、新生児、乳幼児期、思春期を通じて一貫した体系のもとに総合的にすすめられることが重要です。「健康増進計画」「次世代育成支援地域行動計画」との整合性を図りながら地域の課題を明らかにし、取組んでいきます。

(2)計画の構成

地域の母子の健康問題を事業ごとに分析・明らかにし、対策を講じるものとします。

(3)計画の期間

健康増進計画は、令和5年から9年度までの5か年計画としているので、本計画も準じ、評価・見直しを行っていきます。